

倉敷市立 老松小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校では、グループ学習活動中などでの暴力や相手を傷つける言葉、児童の学習用 PC を使っての不適切な内容の送信や書き込み、また、SNSやオンラインゲームの中でのトラブルなど、いじめやいじめ等につながる可能性のある友人関係の問題が、大人の目の行き届かないところで発生しやすい傾向にある。これらのことを踏まえ、いじめ等のサインを見落とすことなく、いじめを予防し、早期発見し、迅速かつ丁寧に毅然とした指導をすることができるように常に教師の姿勢を問い直していかなければならないと考える。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

「いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こりうるもの」という危機意識を職員一人一人がもつとともに、児童が自己有用感や自己存在感を得られ、自尊心を高めることができる学校づくりを推進する。また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を全職員で徹底していくために職員研修を開いて資質向上を図る。

〈重点となる取組〉

- ・全校で人権について考え取り組む「人権週間」
- ・一人一人の子どもの課題を直接話すことでつかむ「個別相談」の充実と「いじめ実態把握アンケート」の実施(年2回)
- ・生徒指導上の情報を交換する定期的な校内の「情報共有体制」の活用
- ・月1回の「いじめ対策委員会」の開催
- ・情報モラルの育成

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・PTA 総会や学校便り等を通じて、学校におけるいじめ問題への取組について保護者や地域への理解を得るとともに、PTA 研修会等を活用して意見交換や協議の場を設け、取組の改善に生かす。
- ・いじめ問題等の各種相談窓口や学校の相談窓口を随時紹介し、活用を促す。

学 校

いじめ等問題行動対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉
基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

〈いじめ対策委員会の開催時期〉
月1回を原則とする、必要に応じて臨時でも開催

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
直後の職員会議、緊急の場合は終礼等で伝達

〈いじめ等問題行動対策委員会の構成メンバー〉
校長・副校長・教頭・教務・生徒指導主事・特支教育コーディネーター・養護・関係学年主任・関係機関との連携

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・岡山県教育委員会 ・倉敷市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ネットトラブルによる監視、保護者支援のための専門スタッフ（SSW 等）の派遣

〈学校側の窓口〉

- ・副校長、教頭

〈連携機関名〉

- ・倉敷警察署 ・阿知交番

〈連携の内容〉

- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催

〈学校側の窓口〉

- ・副校長、教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・全校で人権について考え取り組む「人権週間」の内容の充実 年2回実施している人権週間は、児童自らが主体的に人権について考えたり、いじめをなくすための行動へつなげたりするための有効な手段となっている。さらに内容を充実し、児童に意識させることで「いじめを許さない風土」を醸成していく。 ・児童への「情報モラル教育」の実施 学校で利用するタブレット端末やスマートフォン・SNSを利用したいじめ(ネットいじめ)の防止のため、発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせる情報モラル教育に取り組む。また、保護者に対してもタブレットやスマートフォン等で起こりうる問題や正しい使い方についてプリントや学年懇談で啓発を行い、教職員においてもさまざまな問題に対処できるように研修を深める。 ・交通安全ボランティアの方と協力した登下校の指導、見守り 町別児童会や一斉下校で、登校班や下校中に困っていることを聞いたり、正しい登下校の仕方を指導したりすることで、下校中のトラブルを防ぐ。定期的に、交通安全ボランティアの方から児童の様子を聞くことで、トラブルの未然防止や早期発見に努める。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の子どもの課題を直接話すことでつかむ「個別相談」の充実 教師が適切なカウンセリングマインド(傾聴、共感)をもちながら、児童が何でも相談できる人間関係づくりを図るとともに、一人一人の子どもの課題をつかむために直接話す時間を確保した「個別相談」を年2回実施する。また、「いじめ実態把握アンケート」を年2回行い、相談内容に応じて速やかな対応を図り、いじめの早期発見・対応に努める。 ・生徒指導上の情報を交換する定期的な校内の「情報共有体制」の活用 校内・校外に関わらず、児童に関わるさまざまな情報を共有できる場として、金曜日の終礼で情報交換を行う。その場を活用し、担任だけでなく、組織的・積極的に児童を指導・支援し、いじめの早期発見だけでなく、速やかな対応を図る。また、情報交換した内容を記録として残していくことで、継続的に支援、指導ができるようにする。
いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会を中心に、すばやい組織的対応を行う いじめ事案を確認した場合は、被害を受けた児童の安心、安全確保を最優先としながら、いじめ対策委員会を開き、組織的に事実確認や加害児童への指導、保護者への連絡を行う。被害を受けた児童の心のケアを図るとともに、いじめについて職員で共有し、継続的な見守りを行ったり、いじめが起きた原因について必要に応じて他の学級・学年で指導したりすることで再発防止やいじめを許さない集団づくりへとつなげていく。なお、発生したいじめ事案については、教育委員会への速やかな報告並びに、重大な事案については、関係機関、第三者委員会との連携や警察に相談・通報する等の毅然とした対応も行う。

【様式2】

倉敷市立 老松小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和4年度

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	職員会議 ・基本方針 ・指導計画の確認 職員研修 いじめ対策委員会	タブレットの正しい使い方, 注意点の指導 町別児童会・下校指導 ふれあいタイム(ペア学年)	生徒指導連絡会(毎週金曜日) ※年間を通して実施	いじめの発見や相談を受けたときの対応の確認 発生事案への対処(随時)
5月	いじめ対策委員会	下校指導		
6月	いじめ対策委員会	第1回なかよし週間(全校) ・いいところ見つけ ・なかよし宣言作り ふれあいタイム(ペア学年) 下校指導	いじめ実態把握アンケート 必要に応じて教育相談 個別相談週間 担任による教育相談	いじめ実態把握アンケート・ 個別相談の結果の検証 必要に応じて対処
7月	いじめ対策委員会	下校指導	保護者面談 相談窓口の周知	
8月	PTA・職員研修 いじめ対策委員会	町別児童会・下校指導		
9月	いじめ対策委員会	下校指導		
10月	いじめ対策委員会 情報モラル教育の実施	「情報モラル教室」(6年生) スマートフォン等のもたらし問題について保護者への啓発 ふれあいタイム(ペア学年) 下校指導		
11月	いじめ対策委員会	第2回なかよし週間 ・なかよし宣言の振り返り等 下校指導 「情報モラル教室」(4年生)	個別相談週間 担任による教育相談 いじめ実態把握アンケート 必要に応じて教育相談	いじめ実態把握アンケート・ 個別相談の結果の検証 必要に応じて対処
12月	いじめ対策委員会	下校指導	保護者面談 相談窓口の周知	
1月	いじめ対策委員会	下校指導		
2月	学校評議委員会 ・1年間の取組の反省 いじめ対策委員会	ふれあいタイム(ペア学年) 町別児童会・下校指導 「情報モラル学習」(5年生)		
3月	いじめ対策委員会 ・取組の検証・修正	下校指導	相談窓口の周知	発生した事案についての現状把握と次年度に向けた対応の検討

年間を通して行う取組

毎週金曜日の終礼での情報交換と必要な事案に対する速やかな対処。日々の教職員の研修による「分かる授業」の創造や個別支援等により「学習に対するストレス」の軽減、学級や学年等の人間関係を大切に集団づくりなど、児童の自己有用感や充実感を得られる学校づくりを推進する。